

2022年 1月 17日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



年末一時金要求書（5）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による2021年12月27日付「貴組合『年末一時金要求書（4）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり申し上げます。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。本件「2021年年末一時金」に関してその権限と責任がある筈もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答ではなく貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ねて強く求めます。
- 2 上記「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の書面では、「当社が『有額回答』をすることを前提として、12月28日（火）に団体交渉を要求しておられますが、当社としてはかかる回答はできかねますため、お受けできません。」と述べておられます。当労組上記書面は、「有額回答」のみを求めている訳でないことは、容易にご理解頂けると考えて発出しているものであり、読み取って頂けなかったことは誠に遺憾に存じます。

改めて、日本語を理解頂ける尾原社長が、当労組書面に対するご回答を下さいますよう強く要求致します。

- 3 また、上記「業務G r . 部長伊東雅弘」氏名の書面では、当労組の、「上記議題が解決するまで」と団交時間について求めたことを捉え、「当社としては、承服しかねるものです。」と述べておられます。これは、貴社が「タイムアウト」を狙って、わざわざ経済性を欠く交渉会場を押しつけられることに対する批判を込めた提案であり、誠実に交渉を行うなら、さほど長時間を要する議題でもありません。伊東氏の「ためにする議論」以外の何物でもないと考えられます。誠実な交渉を、重ねて求めます。
- 4 上記「業務G r . 部長伊東雅弘」氏名の書面では、「貴組合が団体交渉を求められるのであれば、当社令和3年12月22日付「貴組合『年末一時金要求書(3)』につきまして」記載の開催条件(録画、中継、傍聴者なし)も含め、再度ご提案ください。」と、貴社条件を一方向的に押しつけておられます。上記については、当労組2021年12月24日付「年末一時金要求書(4)」で既に申し上げております。また団体交渉の開催条件につきましても、当労組2021年12月15日付「年末一時金要求書(3)」で既に申し上げており、貴社上記書面の「再度ご提案ください」は全く意味不明で理解できません。日本語の読み書きが出来る尾原社長は、もっと当労組書面を熟読されるよう求めます。その上で、ご提案があるのであれば、理由とその趣旨を具体的に示されるよう強く求めます。
- 5 団体交渉開催について以下の通り改めて申し上げます。
- (1) 開催希望日
- 第一希望日：2022年2月8日(火)
- 第二希望日：2022年2月9日(水)
- 第三希望日：2022年2月10日(木)
- 開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂
- 開始時間：18時30分より
- 参加人数：出席希望する当労組組合員
- (2) 議題
- 当労組2021年11月11日付「年末一時金要求書」について
- 尚、貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう再度強く求めます。

以上